

センター からの

2014
1月号
隔月発行

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086 (226) 1019 (2014.1月発行)

Contents

- 防犯ブザーの電池切れや故障に注意!
- 消費生活に関する県民意識調査結果の概要
- 消費生活相談事例
- 消費生活ビデオ・DVDライブラリー

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～12:00・13:00～17:00
津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **0570 (064) 370** (身近な消費生活窓口につながります。)

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月第3日曜日掲載** (変更される場合があります。)

～防犯ブザーの電池切れや故障に注意!～

最低でも1カ月に一度は家庭で保護者が作動確認を行い、電池の点検と交換も定期的に行いましょう

防犯ブザーは、非常時に大音量の警報音で周囲に危険を知らせ、または相手を牽制して犯罪を未然に防ぐことなどを目的としており、多くの小学校で、子どもに配布(または貸与)されています。

国民生活センターが実施した調査によると、実際に小学生が使用していた防犯ブザーの半数以上のものに、電池切れや回路の断線などの原因によって、音が鳴らないなどの異常が生じていました。電池の液漏れやふくらみなど、電池が劣化していたものもありました。また、7割以上の保護者が、現在使っている防犯ブザーの電池を交換しておらず、約半数の保護者は、ブザーが鳴るかどうかが点検していませんでした。



消費者へのアドバイス

異常の原因は、電池の消耗に限らず、外部からの衝撃などの要因で故障が生じていることがあります。防犯ブザーを入手した際には、音が鳴るかどうかが保護者が確認しましょう。この際、商品にあらかじめ付いている電池は作動確認用の電池であることが多いので、確認後には速やかに新品に交換しましょう。さらに、いざという時に確実に作動するように、最低でも1カ月に1回程度、取付け具が壊れていないかなどの点検も含め、家庭で保護者が作動確認を行いましょう。

また、定期的に電池に液漏れやふくらみがないか点検するとともに、音が小さくなったと感じられた場合には、電池の消耗が考えられるため、音が鳴らなくなる前に速やかに電池を交換しましょう。

投げたりぶついたりすると、強い衝撃で音が鳴らなくなる等の故障が生じることがあります。かばんなどの取扱いも含め、携帯時に強い衝撃を与えるなど乱暴な扱いをしないように、お子さんに教えましょう。また、いざという時にお子さんが防犯ブザーを使えるように操作方法を教えるとともに、非常時に使うものであるため、鳴らして遊ばないようにさせましょう。

「くらしの中の危険と損害保険」

一般社団法人 日本損害保険協会

火災や交通事故など、私達のくらしを取り巻く様々な危険から私達の財産を守る損害保険について学びます。

参加希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAXまたは電子メールでお申し込みください。

TEL.086-226-1019 FAX.086-227-3715

電子メール .syohi@pref.okayama.lg.jp

定員70名に達しますとお断りする場合がありますので、ご了承ください。

平成26年
2月7日(金) 13:30～15:00
in 岡山県消費生活センター

消費生活講座



消費生活に関する県

岡山県くらし安全安心課では、県民の皆様の消費生活に関する意識や要望を把握し、消費生活の安定と効果的な施策の推進を図るとともに、今年度策定する岡山県消費者教育推進計画（仮称）の参考とすることを目的として、消費生活に関する県民意識調査を7月に実施しましたが、調査結果の概要がまとまりました。

この結果から、県民の皆様が重要と考えている消費者情報や学校や地域での消費者教育で充実して欲しい項目等が把握できましたので、県消費者教育推進計画（仮称）素案の重点施策等の策定や、今後の消費者行政の推進の参考にいたします。

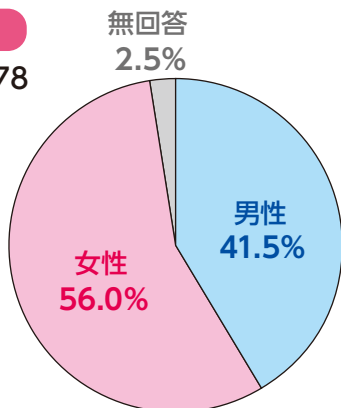
調査結果の主な概要は次のとおりです。なお、詳しい調査結果報告書につきましては、県くらし安全安心課のホームページに掲載しております。

1 調査の方法等

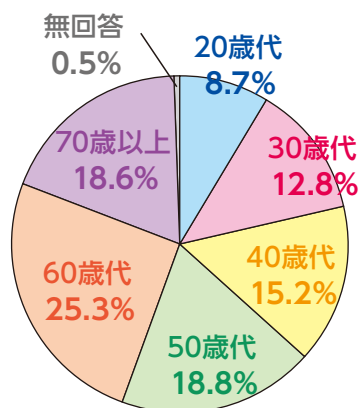
- (1) 調査対象 岡山県内の各市町村に在住の20歳以上の男女個人2,500人
- (2) 調査期間 平成25年7月16日（火）～平成25年7月31日（水）
- (3) 回収数 1,178票（有効回答率：47.3%）

2 回答者の属性

【性別】
件数=1,178



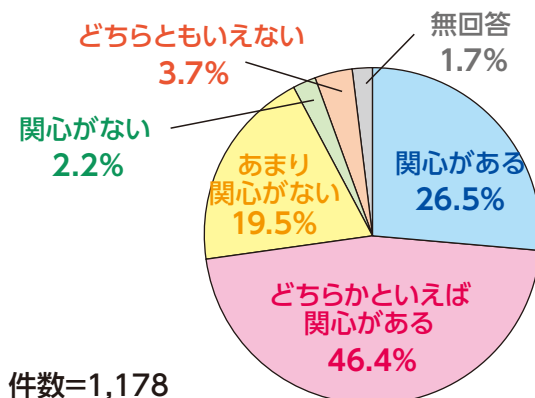
【年齢】
件数=1,178



3 調査結果

消費者問題への関心

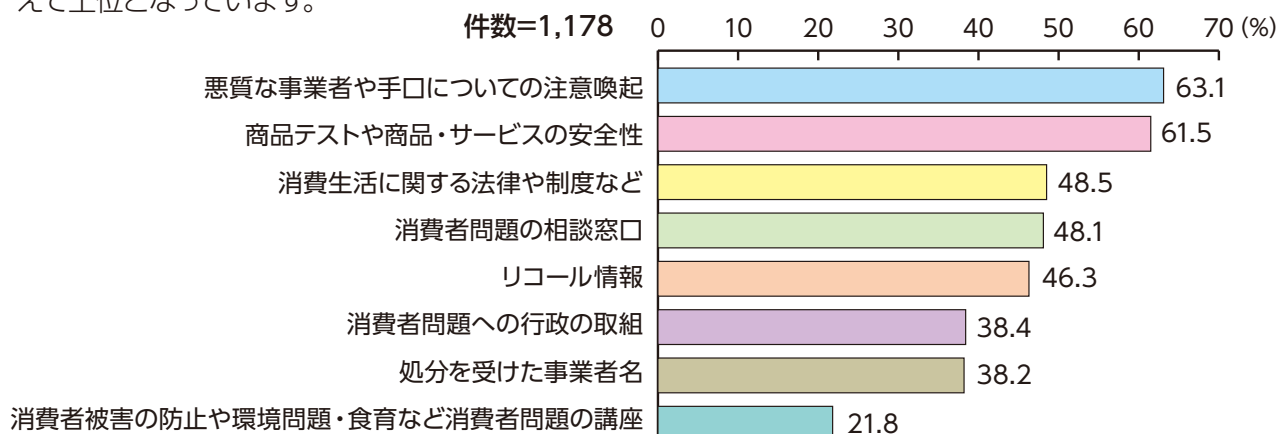
『関心がある』県民の割合（『関心がある』＋『どちらかといえば関心がある』）は、72.9%と7割を超えています。



民意調査結果概要

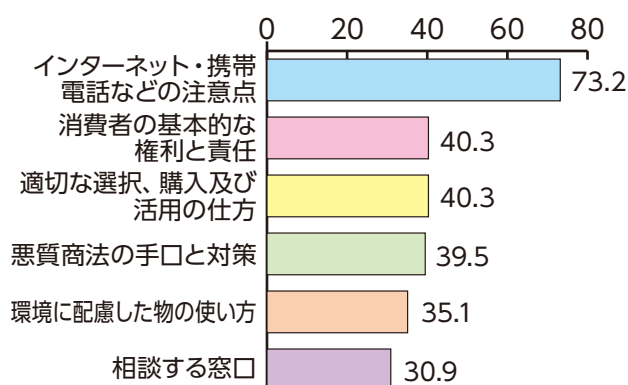
重要と考える消費者情報（上位8位）

「悪質な事業者や手口についての注意喚起」、「商品テストや商品・サービスの安全性」が6割を超えて上位となっています。



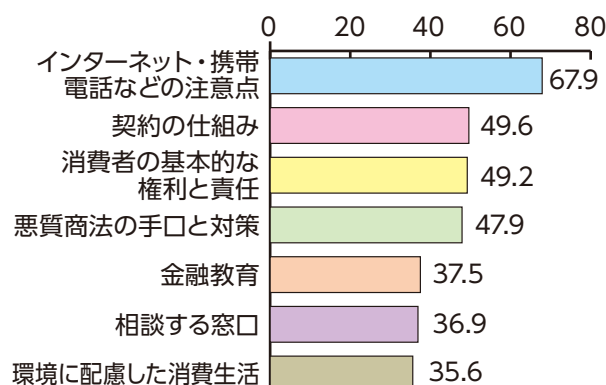
中学生期に必要な消費者教育

「インターネット・携帯電話などの注意点」の回答割合が最も高くなっています。



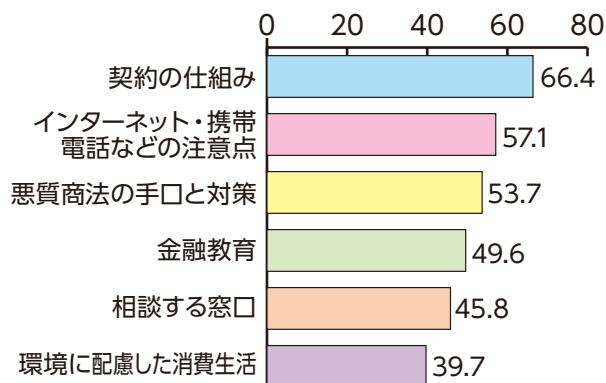
高校生期に必要な消費者教育

「インターネット・携帯電話などの注意点」の回答割合が最も高くなっています。



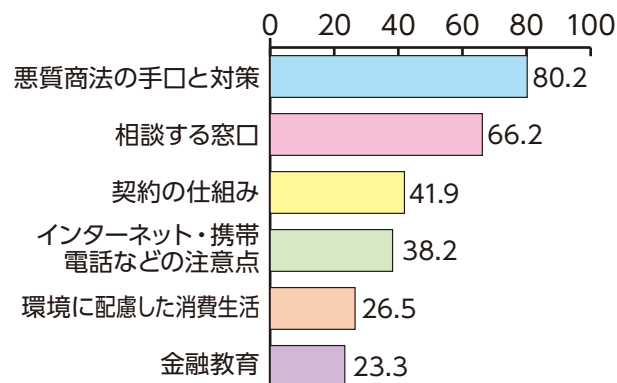
成人期（若者）に必要な消費者教育

「契約の仕組み」の回答割合が最も高くなっています。



成人期（高齢者）に必要な消費者教育

「悪質商法の手口と対策」の回答割合が最も高くなっています。



・消費生活相談事例・

訪問購入業者から母の宝石類を取り戻したい



高齢で認知症の症状がある母の家に行ってみると、指にはめていた指輪等宝石類が無くなっており、「買取査定申込受付書」が置いてあった。業者が訪れて長時間居座り続け、帰らなかったで渡してしまったらしい。業者名等は記載されていないが、宝石類を取り戻す方法はないか。

(倉敷市：女性)

消費者へのアドバイス

自宅を訪ねてきた業者が、指輪やネックレスなどの貴金属を強引に安価で買い取っていくという「押し買い」の被害が高齢者から多数寄せられています。不要な着物の買い取りを口実に消費者の承諾を得て訪問したり、政府の依頼を受けて医療用の貴金属を回収していると虚偽の説明をするなど、悪質な業者も見られます。相談事例のように、業者の連絡先もわからないケースも多く被害回復は困難でした。

こうした「押し買い」のトラブルを防止するため、改正された特定商取引法が平成25年2月に施行され、「訪問購入」が新たに規制対象になりました。消費者からの要請がないのに、業者が訪問して買い取りを勧誘することは禁止されました。勧誘時に業者は、事業者名や購入が目的であることを最初

に説明しなければなりませんし、契約を断った消費者に対して、再勧誘することは禁止されています。

また、契約時には契約書面を交付することが義務づけられ、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができるようになり、クーリング・オフ期間中であれば消費者は物品の引き渡しを拒むこともできます。

貴金属等の古物を買取る業者は、古物営業法の許可が義務づけられています。買い取りを頼む場合は、古物商許可証等の提示を求め、契約内容が書かれた書面をもらいましょう。売却の意思がなければきっぱり断り、おどされるなど恐怖を感じた場合は、ためらうことなく警察や居住地の消費生活相談窓口ご連絡してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVDが加まりました。

ななの消費生活ものがたり

アニメで見る悪質商法 こんな手口に気をつけて！

発行：愛媛県消費生活センター

34分



若者向け・高齢者向け

若者が被害にあいやすい「エステトラブル」「マルチ商法」、高齢者が被害にあいやすい「次々販売」「利殖商法」の4つの事例を、むかし話風のアニメーションでわかりやすく解説します。

* 貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086) 226-1019

* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/koho-v-list.html>